

(仮称) 野洲市民病院の開設に向けた基本協定書

平成28年7月29日

野洲市・医療法人社団御上会野洲病院

(仮称) 野洲市民病院の開設に向けた基本協定書

野洲市（以下「甲」という。）に対して、医療法人社団御上会野洲病院（以下「乙」という。）は、平成23年4月に「新病院構想2010」と題する書面を提出し、新病院の土地、建物及び高額医療機器を甲が調達して乙が使用貸借できるよう協力を願い出た。甲は、同構想が市議会及び市民の公開での議論の対象になることを乙に確認した上でこれを受理し、「中核的医療機関のあり方検討委員会」を設置して内容を精査・検討した結果、同構想を採用することはできないと判断した。しかし同時に同委員会から、市内に一定の役割を担う病院は必要であるという提言がなされたことを踏まえ、甲は、持続的な病院経営の可能性の確認を経た上で、平成25年10月に、市立病院を整備することを基本方針として固めた。

その後甲は、平成26年3月に基本構想を、平成27年3月に基本計画を策定した。そして平成28年3月に(仮称)野洲市民病院（以下「市民病院」という。）の基本設計等のための予算及び整備場所を明記した基金設置条例が、市議会で可決された。

このため、甲と乙は、乙が医療機能の継承を甲に信託していることを認識した上で、平成32年10月に野洲市小篠原2203番1外で市民病院が開設されることを目的として、それに関する基本的な事項を下記のとおり合意した。

(協定事項)

第1条 協定事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乙は、甲が市民病院を開設するまでの間、乙の診療実績を着実に向上させ、収支を改善し、債務を軽減するよう努める。また、人事・労務及び組織体制の適正化、経営の健全化等に可能な限り取り組む。
- (2) 甲は、前号に掲げる取組を促すため、乙に対して、現状実施している水準を下回らない財政支援等を継続するよう努める。
- (3) 乙は、甲が市民病院を開設するまでの間、医療法(昭和23年法律第205号)第8条の2に規定する休止及び同法第9条に規定する廃止を行わない。また、乙は、同法第7条第2項に規定する病床数及び病床種別の変更、同法第5項に規定する病床の機能区分の変更その他運営に関わる重要な手続を、甲の合意なくして行わない。
- (4) 乙は、甲による市民病院の開設と同時に乙を廃止し、速やかに清算のための手続に着手する。
- (5) 甲と乙は、市民病院において必要な医療器材と人材が安定して確保されるよう、及び乙の資産、負債、権利義務が適正に取り扱われるよう、今後協議を進める。
- (6) 乙は、管下の職員及び役員を甲に派遣し、甲は、これを受け入れることができる。
- (7) 乙は、乙の財務、人事、施設及び設備その他経営及び管理に関する情報を、



必要又は甲の求めに応じて甲に提供するものとし、甲は、提供を受けた情報を、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号）に基づき適正に取り扱う。

- (8) 甲は、市民病院を円滑に開設するため、同病院の開設の準備に係る業務のうち医事、人事等に関する事柄を乙に委託することができるものとする。なお、甲が乙に委託する業務の内容、諸条件等については、その都度個別の契約により定める。

(有効期間等)

第2条 この協定は、甲が市民病院を開設した日の翌日をもって失効する。ただし、甲と乙が、別段の定めを行ったときは、この限りでない。

(誠意協力義務)

第3条 甲と乙は、この協定の目的である野洲市小篠原2203番1外における市民病院の開設に向け、誠意を持って第1条に掲げる協定事項を履行するものとする。

(誠実協議義務)

第4条 この協定書に定めがない事項及びこの協定書について解釈上の疑義等が生じた場合、甲と乙は、誠意を持って協議し、適切に解決するものとする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため本書2通を作成し、各々これを所持するとともに、一般に公開するものとする。

平成28年7月29日

甲 野洲市長 山仲 善彰



乙 医療法人社団御上会理事長 渡邊 信介

